



熱中症指標計を配布します！ ～ 高齢者の熱中症を予防するために～

申込期間 5月21日(月)～6月10日(火・必着)

21日、区は熱中症指標計の申込を開始した。対象は、平成26年度中に75歳以上になる一人暮らし高齢者。申込は往復ハガキに必要事項を記入の上、6月10日(必着)までに区役所内高齢調整係へ。なお、区の災害時要援護者名簿に登録されている対象者には民生委員が個別訪問して手渡す(申込不要)。計2万個を用意する。



【熱中症指標計と注意喚起チラシ】

【熱中症指標計とは】

気温と湿度から熱中症指標値を測定し、危険性を段階的にライトとブザーで知らせる機器。

【経緯】

平成25年夏に、熱中症によって救急搬送された区の患者数は176人であり、死亡者数は11人だった。死亡者はすべて高齢者であり、すべてが屋内で発見され、また多くが夜間に発症していた。

そこで、特に支援の必要性が高い75歳以上の一人暮らし高齢者に対し、自動で熱中症の危険性を測定して警告し、熱中症になることを未然に回避することができるよう、熱中症指標計を配布することとなった。

区では、従来、熱中症対策としてチラシの配布やポスターの掲示等、広く熱中症に関する知識とその予防方法について普及啓発と注意喚起に取り組んできた。しかし、高齢者は口の渇きや暑さを感じにくいという特徴があり、適切な水分補給や室内温度の管理にいたらず、より重度化しやすい傾向があった。



【熱中症指標計】



【熱中症指標計と注意喚起チラシ】

【内容】

対象者：今年度75歳以上になる一人暮らし高齢者

申込方法：往復ハガキに 熱中症指標計希望、住所、氏名(ふりがな)、生年月日、電話番号を記入の上、6月10日(必着)までに区役所内高齢調整係へ。(電話 03-5984-4582)

平成26年4月末日現在、練馬区の災害時要援護者名簿に登録されている対象者には、民生委員が個別訪問して、直接手渡す。同時にチラシによる熱中症の注意喚起を行う。

「災害時要援護者」とは、大地震などの災害が起きたとき、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方。区は申込者を『災害時要援護者名簿』として登録し、平常時から民生委員などと情報を共有し、要援護者を支援する地域活動に活用されている。

【問い合わせ】

健康福祉事業本部 福祉部 福祉施策調整担当課 高齢調整係 電話03-5984-4582